

堺市公報 第305号	令和6年3月22日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則 【財政局財政部財政課】	2
○堺市法定外公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則 【建設局土木部法定外公共物課】	3
<公告>	
○堺市民芸術文化ホールの利用料金、開館時間及び休館日について 【文化観光局文化国際部文化課】	4
○堺市翁橋公園の利用料金について 【文化観光局文化国際部文化課】	19
○堺市立文化館の利用料金、開館時間及び休館日について 【文化観光局文化国際部文化課】	19
○予防接種法に基づく定期予防接種（A類疾病）の実施について 【健康福祉局保健所感染症対策課】	21
○予防接種法に基づく高齢者の肺炎球菌定期予防接種の実施について 【健康福祉局保健所感染症対策課】	24
○堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家の開館時間、休館日及び利用料金について 【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課】	25
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農地課】	29
○堺市高倉台近隣センター土地区画整理事業の事業計画及び定款の変更の認可について 【建築都市局都市整備部】	41
<教育委員会公告>	
○堺市教育文化センターのプラネタリウムに係る臨時休館日について 【教育委員会事務局教育センター企画相談課】	42

＜農業委員会告示＞

○農業委員会総会の招集について

【農業委員会事務局】…………… 43

規 則

堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月22日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第12号

堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「第3条第8項ただし書」を「第3条第7項ただし書」に改める。

様式第1号（甲）中「（代表者又は経理責任者が自署しない場合は、記名押印をしてください。）」を削る。

様式第1号（乙）中「（報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。）」を削る。

様式第2号中「（代表者が自署しない場合は、記名押印をしてください。）」を削る。

様式第3号中「（代表者が自署しない場合は、記名押印をしてください。）」を削り、「移動事項」を「異動事項」に改める。

様式第4号及び様式第5号（甲）中「（代表者が自署しない場合は、記名押印をしてください。）」を削る。

様式第5号（乙）中「（申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。）」を削る。

様式第6号（甲）中「（代表者が自署しない場合は、記名押印をしてください。）」を削る。

様式第6号（乙）中「（申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください。）」を削る。

様式第9号（甲）中「（代表者が自署しない場合は、記名押印をしてください。）」を

削る。

様式第9号(乙)中「(請求者が自署しない場合は、記名押印をしてください。)」を削る。

様式第14号中「名称」の次に「・議員氏名」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。



堺市法定外公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月22日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第13号

堺市法定外公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則

堺市法定外公共物管理条例施行規則(平成17年規則第61号)の一部を次のように改正する。

第7条中「次の」を「次に掲げる」に改める。

第8条中「、行わなければ」を「行わなければ」に改める。

第9条第1項中「に規定する書類」を「に掲げる書類」に改める。

様式第4号の注書を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市法定外公共物管理条例施行規則の

様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市法定外公共物管理条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

公 告

堺市公告第191号

堺市民芸術文化ホール条例（平成27年条例第52号。以下「条例」という。）第23条第2項及び第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市民芸術文化ホールの利用料金、開館時間及び休館日を指定管理者が定めたので、条例第23条第3項（条例第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 利用料金

別紙1から別紙3までのとおり

2 開館時間

午前9時から午後10時まで

3 休館日

- (1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日。ただし、これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（1月1日を除く。以下「国民の祝日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日、日曜日及び土曜日でない日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

別紙1

1 基本料金

(単位 円)

種別		時間区分		午前	午後	夜間	全日	時間	
				午前9時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	延長30分ごと	
大ホール (全席使用)	入場料として徴収する額が0円から1,000円までである場合	平日		65,180	116,110	141,570	280,090	12,730	
		休日等		78,420	139,530	170,090	336,110	15,270	
	入場料として徴収する額が1,001円から3,000円までである場合	平日		98,790	174,160	212,870	420,640	19,350	
		休日等		118,140	208,790	254,620	504,160	22,910	
	入場料として徴収する額が3,001円から5,000円までである場合	平日		131,380	232,220	283,140	560,180	25,460	
		休日等		157,870	279,070	340,180	672,220	30,550	
	入場料として徴収する額が5,001円以上である場合	平日		196,570	348,330	424,720	840,270	38,190	
		休日等		236,290	418,610	510,270	1,008,330	45,830	
	大ホール (小規模使用 (1,428席))	入場料として徴収する額が0円から1,000円までである場合	平日		53,980	71,290	71,290	196,560	9,160
			休日等		64,160	85,550	85,550	235,260	10,690
入場料として徴収する額が1,001円から3,000円までである場合		平日		81,480	106,940	106,940	295,360	13,750	
		休日等		96,750	128,330	128,330	353,410	16,290	
入場料として徴収する額が3,001円から5,000円までである場合		平日		106,940	142,590	142,590	392,120	17,820	
		休日等		128,330	171,110	171,110	470,550	21,380	
入場料として徴収する額が5,001円以上である場合		平日		160,920	213,880	213,880	588,680	26,990	
		休日等		192,500	256,660	256,660	705,820	32,080	

小ホール	平日	22,400	28,510	28,510	79,420	3,610
	休日等	26,480	34,620	34,620	95,720	4,370
大スタジオ（舞台技術を要する場合）	平日	16,700	22,200	22,200	61,100	2,800
	休日等	19,960	26,680	26,680	73,320	3,360
大スタジオ（舞台技術を要しない場合）	平日	8,960	11,810	11,810	32,580	1,520
	休日等	10,790	14,460	14,460	39,710	1,830
文化交流室A、B及びC （大規模使用時に限る。）	平日	12,830	17,000	17,000	46,830	2,130
	休日等	15,480	20,770	20,770	57,020	2,590
文化交流室A、B又はC （大規模使用時を除く。）	平日	A、B又はCの一室につき1時間までごとに910				
	休日等	A、B又はCの一室につき1時間までごとに1,120				
多目的室	1時間までごとに2,030					
小スタジオA	1時間までごとに500					
小スタジオB	1時間までごとに810					
小スタジオC	1時間までごとに1,010					
大ホール中楽屋A及びB（会議室として使用する場合に限る。）	1時間までごとに400					
大ホール特別控室	1,010	1,520	1,520	4,050	200	
大スタジオ控室	500	610	610	1,720	100	
交流・創作ギャラリー	3,050	4,070	4,070	11,190	500	
2階大ホールホワイエ	3,250	4,480	4,480	12,210	560	
屋上庭園	1,620	2,240	2,240	6,100	250	

備考

- 1 この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。
- 2 大ホールの使用料は、入場料として徴収すべき額が複数あるときは、そのうちの最も高い額が該当する種別を適用する。
- 2 大ホール中楽屋A及び大ホール中楽屋Bは、文化交流室及び多目的室の使用ができないときに限り、会議室として使用を認めることがある。ただし、大ホールに係る使用許

可が出されているときは、この限りでない。

- 3 交流・創作ギャラリー、2階大ホールホワイエ又は屋上庭園は、大ホール又は小ホールの使用状況により、その使用を認めないことがある。
- 4 条例別表第1第2項の「市外居住者」とは、フェニーチェ堺共同事業体（公益財団法人堺市文化振興財団・大成有楽不動産株式会社・株式会社スタービーイング）堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則（以下「管理運営規則」という。）第4条第1項各号に定めるもの（次項において「市内居住者」という。）以外のものをいう。
- 5 大ホールの小規模使用（1,428席）に係る使用をすることができるのは、管理運営規則第4条第3項の利用登録書の交付を受けた市内居住者のみとする。
- 6 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、種別ごとに定めた基本料金にその5割に相当する額を加算する。ただし、大ホールにあつては、この限りでない。
- 7 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間30分（30分未満の時間は、30分とみなす。）につき、種別ごとに時間欄に定める額を徴収する。許可を得て、時間区分を超過して使用する場合についても、同様とする。
- 8 大ホール又は小ホールの舞台のみの使用時及び大スタジオ（舞台技術を要する場合）の練習使用時に係る基本料金は、第1項の基本料金の7割に相当する額とする。この場合において、第6項に該当する場合は、加算して得た額の7割に相当する額とする。ただし、第7項に規定する開館時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合にあつては、この限りでない。
- 9 前項の規定は、令和7年4月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお公益財団法人堺市文化振興財団堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則（平成30年11月12日制定）による。
- 10 第1項の基本料金は、令和6年4月1日以後の使用に係る利用料金について適用する。ただし、令和6年3月31日までに申請しているものについてはなお公益財団法人堺市文化振興財団堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則（平成30年11月12日制定）による。

1 附属設備セット利用料金

(単位 円)

区分 種別	品名	数量	利用料金	備考
舞台設備 セット	オーケストラAセット 椅子50脚未満 譜面台50台未満 指揮台1式	1式	4,070	
	オーケストラBセット 椅子50脚以上 譜面台50台以上 指揮台1式	1式	6,620	
	譜面灯Aセット 譜面灯50台未満	1式	4,070	
	譜面灯Bセット 譜面灯50台以上	1式	6,110	
	仮設花道セット 仮設花道 仮設鳥屋囲	1式	10,180	
	所作台セットA 所作台25枚未満	1式	6,620	
	所作台セットB 所作台25枚以上	1式	10,180	
	もうせんセット もうせん8枚以上	1式	1,520	大ホール等で使用する場合は、1時間につき330円とする。
	平台、スチールデッキセット 平台10枚又はスチール デッキ10台 スチールデッキ足 箱馬 開き足 木台	1式	1,520	(1) 平台及びスチール デッキにあつては、そ れぞれを組み合わせた 数量の合計が10以下の 範囲内であること。 (2) スチールデッキ足、 箱馬、開き足及び木台 にあつては、必要数分 (3) 大ホール等以外で使 用する場合は、1時間 につき330円とする。

	バレエセットA バレエマット10枚未満 レッスンバー1式	1式	4,070	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき900円とする。
	バレエセットB バレエマット10枚以上 レッスンバー1式	1式	6,110	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき1,350円とする。
	講演会セット 演台1台 花台1台 司会台1台 国旗1枚 市旗1枚 長机 椅子	1式	2,030	長机及び椅子については、必要数分
	小ホール張り出しセット スチールデッキ 埋め台等必要部材1式	1式	3,050	
照明設備 セット	大ホールAセット（合計80 キロワット以下） 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル	1式	13,240	セットに含まれるそれぞれの設備については、必要な数分とする。この場合において、80キロワットを超過するときは、1キロワットにつき300円を使用料に加算するものとする。
	大ホールBセット（合計80 キロワットを超過し、280 キロワット以下である場 合） 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル ホリゾントライト	1式	40,740	セットに含まれるそれぞれの設備については、必要な数分とする。この場合において、280キロワットを超過するときは、1キロワットにつき300円を使用料に加算するものとする。
	大ホールCセット（合計36 5キロワットを超過する場 合） 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル ホリゾントライト	1式	66,200	

	小ホールAセット (合計25 キロワット以下) 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル	1 式	4,070	セットに含まれるそれぞれの設備については、必要な数分とする。この場合において、25キロワットを超過するときは、1キロワットにつき300円を使用料に加算するものとする。
	小ホールBセット (合計25 キロワットを超過し、75キ ロワット以下である場合) 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル 水平トライト	1 式	15,270	セットに含まれるそれぞれの設備については、必要な数分とする。この場合において、75キロワットを超過するときは、1キロワットにつき300円を使用料に加算するものとする。
	小ホールCセット (合計11 3キロワットを超過する場 合) 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル 水平トライト	1 式	26,480	
	大スタジオセット (合計10 キロワット以下) 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル	1 式	2,850	セットに含まれるそれぞれの設備については、必要な数分とする。この場合において、10キロワットを超過するときは、1キロワットにつき300円を使用料に加算するものとする。
音響設備 セット	大ホールAセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 録音・再生機器1台	1 式	15,270	
	大ホールBセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 移動式スピーカー2式 録音・再生機器2台 周辺機器2台	1 式	24,440	

小ホールAセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 録音・再生機器1台	1式	10,180	
小ホールBセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 移動式スピーカー2式 録音・再生機器2台 周辺機器2台	1式	15,270	
大スタジオセット 主調整卓1 常設スピーカー1式	1式	3,050	

備考 この表において「大ホール等」とは、大ホール、小ホール、大スタジオ及び文化交流室（大規模使用時に限る。）をいう。

2 附属設備利用料金

(単位 円)

区分 種別	品名等	数量	利用料金	備考
舞台設備	大ホール 音響反射板	1式	10,180	椅子10脚、譜面台10台、譜面灯10台及び指揮台1式を含む。
	オーケストラピット	1式	5,090	
	びょうぶ	1双	2,030	
	もうせん	1枚	200	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき40円とする。
	ドライアイスマシン	1台	2,030	
	しゃ幕	1枚	2,030	
	スクリーン	1枚	2,030	
	文字幕	1枚	2,030	
	袖幕	1組	2,030	

		仮設電源	1 箇所	1,010	
		持込機材電源	1 キロワット	300	
	小ホール	びょうぶ	1 双	2,030	
		もうせん	1 枚	200	
		じがすり	1 枚	3,050	
		ドライアイスマシン	1 台	2,030	
		定式幕	1 枚	1,010	
		しゃ幕	1 枚	1,010	
		スクリーン	1 枚	1,010	
		文字幕	1 枚	1,010	
		袖幕	1 組	1,010	
		仮設電源	1 箇所	1,010	
		持込機材電源	1 キロワット	300	
	大ホール、小ホール、大スタジオ共通	ピアノ（スタインウェイ）	1 台	12,220	
		ピアノ（ファツィオリ）	1 台	12,220	
		ピアノ（ヤマハ）	1 台	8,140	
照明設備	大ホール、小ホール、大スタジオ共通	凸フレネル（500ワット）	1 台	200	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき40円とする。
		凸フレネル（1キロワット）	1 台	280	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき60円とする。
		凸フレネル（1.5キロワット）	1 台	400	
		エリスポイダル	1 台	480	大ホール等以外で使用する場合は、1時間に

				つき100円とする。
	パーライト	1台	400	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき80円とする。
	エフェクトマシン	1台	1,010	
	波マシン	1台	520	
	ミラーボール	1台	1,010	
	2灯ミニブル	1台	520	大ホール等以外で使用する場合は、1時間につき110円とする。
	星球	1台	1,420	
	クセノンピン (700ワット)	1台	1,010	
	クセノンピン(1 キロワット)	1台	1,520	
	クセノンピン(3 キロワット)	1台	3,050	
	LEDエリスポイ ダル	1台	610	
	LEDウォッシュラ イト	1台	610	
	ムービングライト	1台	2,030	
	移動ムービング卓	1台	3,050	
	ローアホリゾン トライト	1台	520	
	スモークマシン	1式	3,050	
	持込電源利用料金	1キロ ワット	300	
大ホール	ローアホリゾン トライト	1式	3,000	
	アッパーホリゾン トライト	1式	4,500	

		中アッパーホリゾン トライト	1 式	2,400	
	小ホール	ローアホリゾン トライト	1 式	1,200	
		アッパーホリゾン トライト	1 式	1,500	
音響設備	大ホール	3点吊りマイク装 置	1 式	2,540	
	大ホー ル、小ホ ール、大 スタジオ 共通	録音・再生機器	1 台	2,030	
		周辺機器類	1 台	1,010	大ホール等以外で使用 する場合は、1時間 につき220円とする。
		移動スピーカー セットA	1 式	3,050	1 対向（アンプ等を含 む）
		移動スピーカー セットB	1 式	8,140	1 対向（アンプ等を含 む）
		移動卓A	1 式	3,050	
		移動卓B	1 台	10,180	
		入出力ラックA	1 台	1,010	
		入出力ラックB	1 台	2,030	
		パワーアンプ	1 台	2,030	
		指揮者モニタ用カ メラ	1 台	3,050	
		モニタTV	1 台	1,010	大ホール等以外で使用 する場合は、1時間 につき220円とする。
		移動式簡易音響 セット	1 式	2,030	大ホール等以外で使用 する場合は、1時間 につき450円とする。
		持込機材電源（3 キロワット以下）	1 式	910	
持込機材電源（15	1 式	4,580			

		キロワット以下)			
		持込機材電源 (30 キロワット以下)	1 式	9,160	
		持込機材電源 (30 キロワットを超過 する場合)	1 式	30,550	
映像設備	大ホール	プロジェクター	1 台	10,180	
	小ホール、大スタジオ	プロジェクター	1 台	2,030	
小スタジオ	譜面台		1 台 1 時間につき	50	
多目的室	プロジェクター		1 台 1 時間につき	500	
	スクリーン		1 台 1 時間につき	300	
文化交流室	プロジェクター		1 台 1 時間につき	500	
	スクリーン		1 台 1 時間につき	300	
	展示用スポットライト		1 台 1 日につき	50	
交流・創作ギャラリー	展示用スポットライト		1 台 1 日につき	50	
屋上庭園	照明セット (パーライト4台)		1 式 1 日につき	1,010	
	持込電源利用料金		1 キロワット	300	
共通備品	ピアノ (セミコン)		1 台	3,050	大ホール等以外で使用 する場合は、1 時間 につき670円とする。
	ポータブルスピーカーセット スピーカー 2 台		1 式 1 時間につき	300	

有線マイク 1台 無線マイク 1台 送信機 1台			
有線マイク	1台1時間につき	100	
無線マイク	1台1時間につき	100	
譜面台（折り畳み式）	1台1時間につき	50	
ポータブルステージ（4台）	1式1日につき	4,070	
CDプレイヤー	1台1日につき	100	
ブルーレイディスクプレイヤー	1台1日につき	200	
展示台	1台1日につき	1,010	
展示パネル	1枚1日につき	100	

備考 この表において「大ホール等」とは、大ホール、小ホール、大スタジオ及び文化交流室（大規模使用時に限る。）をいう。

- 3 前2項の表の利用料金は、午前、午後及び夜間の使用区分ごとに1回として計算する。
- 4 許可を得て、前項に規定する1回の使用区分を超過し、又は繰り上げて使用するときには、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間30分（30分未満の時間は、30分とみなす。）につき利用料金の1割5分に相当する額を徴収する。
- 5 大ホール又は小ホールの舞台のみの使用時及び大スタジオ（舞台技術を要する場合）の練習使用時に係る附属設備の利用料金は、第1項の表及び第2項の表の利用料金の7割に相当する額とする。ただし、第3項に規定する1回の使用区分を超過し、又は繰り上げて使用する場合にあっては、この限りでない。
- 6 前項の規定は、令和7年4月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお公益財団法人堺市文化振興財団堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園管理運営規則（平成30年11月12日制定）による。
- 7 舞台、照明、音響等について、技術等を要する設備の設置等を行うときは、別途実費を徴収する。
- 8 附属設備は、当該施設の使用者が当該附属設備を使用しない場合は、他の施設の使用

者でも使用できるものとする。

- 9 その他第1項の表及び第2項の表において利用料金を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。

別紙3

駐車料金

施設	駐車料金（1台当たり）
駐車場	30分につき200円



堺市公告第192号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項の規定に基づき、堺市翁橋公園の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月22日

堺市長 永藤英機

1 堺市翁橋公園の利用料金

種別	単位	金額
露店営業その他これに類する目的とする使用	使用面積1平方メートルにつき1日	100円
広告宣伝又は放送の目的とする使用		410円
業として撮影の目的とする使用	1回（2時間以内）につき	7,800円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する目的とする使用	使用面積10平方メートルにつき1日	23円
その他の使用		23円

堺市公告第193号

堺市立文化館条例（平成11年条例第28号）第27条第2項及び第28条第1項第2号の規定に基づき、堺市立文化館の利用料金、開館時間及び休館日を指定管理者が定めたので、同条例第27条第3項（同条例第28条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月22日

堺市長 永藤英機

1 利用料金

- (1) 堺 アルフォンス・ミュシャ館の観覧料（1人1回につき）

区分	個人	20人以上100人未満の団体	100人以上200人未満の団体	200人以上300人未満の団体	300人以上の団体
一般	510円	410円	360円	310円	260円
高校生・大学生	310円	250円	220円	180円	150円
小学生・中学生	100円	80円	70円	60円	50円

(2) ギャラリーの使用料

区分		半日料金	1日料金
3階	もず1	3,900円	6,480円
	もず2	3,900円	6,480円
	やなぎ1	2,640円	4,400円
	やなぎ2	2,640円	4,400円
2階	つつじ1	3,140円	5,230円
	つつじ2	3,140円	5,230円
	しょうぶ1	2,200円	3,660円
	しょうぶ2	4,400円	7,330円

※ 半日料金は令和6年7月1日から適用する。

※ 入場料その他これに類するものを徴収するときは、基本使用料にその5割を加算する。

2 開館時間

(1) 堺 アルフォンス・ミュシャ館

午前9時30分から午後5時15分まで（入館は、午後4時30分まで）

(2) ギャラリー

午前9時30分から午後7時まで

3 休館日等

(1) 休館日は、次に掲げる日とする。

ア 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は開館する。）

- イ 休日の翌日(その日が土曜日若しくは日曜日又は休日に当たる場合は開館する。)
- ウ 12月29日から翌年の1月4日までの日
- (2) 前号にかかわらず、次に掲げる日については、開館する。
 - ア 令和6年4月30日及び8月13日
 - イ 令和7年1月4日、2月10日、3月21日、4月28日及び30日、5月7日、8月12日並びに9月22日
 - ウ 令和8年2月9日及び12日、4月30日、5月7日、8月10日及び12日、9月24日並びに11月2日
 - エ 令和9年2月12日及び22日、4月30日、5月6日、8月9日及び12日、9月21日及び24日並びに11月4日及び22日
 - オ 令和10年2月24日、5月1日、8月14日、9月19日及び11月24日
 - カ 令和11年3月19日及び21日

堺市公告第194号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月22日

堺市長 永藤英機

1 予防接種の種類、予防接種の対象者

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲
ロタウイルス	堺市内に居住する生後6週から生後32週に至るまでの間にある者
ヒブ	堺市内に居住する生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
小児用肺炎球菌	堺市内に居住する生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
B型肝炎	堺市内に居住する1歳に至るまでの間にある者

五種混合 (ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ及びヒブ)	堺市内に居住する生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
四種混合 (ジフテリア、破傷風、百日せき及びポリオ)	堺市内に居住する生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
三種混合 (ジフテリア、破傷風及び百日せき)	堺市内に居住する生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
ポリオ	堺市内に居住する生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
二種混合2期 (ジフテリア及び破傷風)	堺市内に居住する11歳以上13歳未満の者
B C G	堺市内に居住する1歳に至るまでの間にある者
麻しん・風しん1期	堺市内に居住する生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
麻しん・風しん2期	堺市内に居住する5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
風しん5期	堺市内に居住する昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性。ただし、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く。
水痘	堺市内に居住する生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
日本脳炎1期	堺市内に居住する生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
日本脳炎2期	堺市内に居住する9歳以上13歳未満の者及び特例対象の者
子宮頸がん予防	堺市内に居住する12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子及びキャッチアップ接種の対象の者

2 実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間で保健所長が指定する日

3 実施場所 保健所長が指定する場所

4 接種不相当者（接種を受けることが適当でない者）

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかに発熱している者（通常は体温が37.2℃以上（風しん5期の対象者にあつては体温が37.5℃以上）の者をいう。）
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者（急性の病気で薬を飲んでいる者を含む。）
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある者
- (5) 麻しん・風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (6) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (7) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- (8) 麻しん・風しん及び水痘に係る予防接種の対象者にあつては、接種前3か月以内にガンマグロブリンの投与（200mg/kg以上の大量投与の場合は6か月）を受けた者
- (9) ロタウイルスに係る予防接種の対象者にあつては、先天性消化管障害を有する者（なお、手術等により治療が完了した場合は、接種を受けることができる可能性がある。）
、腸重積症にかかったことのある者及び重症複合免疫不全を有する者
- (10) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

5 接種要注意者（接種の判断を行うに際し注意を要する者）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患又は発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとしている接種液の成分に対して、アレルギーを起こすおそれのある者
- (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤（B型肝炎）を使用する際のラテックス過敏症のある者

- (7) 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

堺市公告第195号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月22日

堺市長 永藤英機

1 予防接種の種類

高齢者の肺炎球菌

2 予防接種の対象者

本市の区域内に住所を有し、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者（過去に当該予防接種を受けたことのある者を除く。）

(1) 接種日現在において、65歳の者

(2) 接種日現在において、60歳以上65歳未満の者のうち心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害を有し、その障害が1級程度の者

3 実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 実施場所 保健所長が指定する場所

5 自己負担金 4,000円

6 自己負担金免除対象者

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯に属する者

(2) 市民税非課税世帯に属する者

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている

世帯に属する者

7 接種不適合者（接種を受けることが適当でない者）

- (1) 明らかに発熱している者（通常は体温が37.0℃以上の者をいう。）
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者（急性の病気で薬を飲んでいる者を含む。）
- (3) 高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーショックを起こしたことがある者
- (4) その他予防接種を受けることが不適当な状態にある者

8 接種要注意者（接種の判断を行うに際し注意を要する者）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患又は発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状のみられた者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある者又は近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 高齢者の肺炎球菌ワクチンの成分に対して、アレルギーを起こすおそれのある者

堺市公告第196号

堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例（昭和61年条例第9号）第23条第2項及び第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家の開館時間、休館日及び利用料金を指定管理者が定めたので、同条例第23条第3項（同条例第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月22日

堺市長 永 藤 英 機

1 開館時間

午前9時から午後9時まで

2 休館日

(1) 堺市立青少年センター 第1・第3 月曜日

堺市立青少年の家 第2・第4 月曜日

ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日
に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を休館日とする
（令和6年5月7日は、開館日とする。）。

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(3) 次のいずれかに該当する場合は、休館日とする。

ア 施設、設備、器具、備品等の維持管理に関する業務の実施に伴い、管理運営業務
の遂行が困難と認める場合

イ 地震、台風、感染症等の発生により、管理運営業務の遂行が困難と認める場合

3 利用料金

(1) 堺市立青少年センター

(単位 円)

種別		時間区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
集会室	第一集 会室	一般	1,520	1,840	1,740	3,360	3,580	5,100
		青少年等	760	920	870	1,680	1,790	2,550
	第二集 会室	一般	1,320	1,740	1,420	3,060	3,160	4,480
		青少年等	660	870	710	1,530	1,580	2,240
	第三集 会室	一般	1,520	2,040	1,840	3,560	3,880	5,400
		青少年等	760	1,020	920	1,780	1,940	2,700
	第一研 修室	一般	920	1,320	1,020	2,240	2,340	3,260
		青少年等	460	660	510	1,120	1,170	1,630
	第二研 修室	一般	720	820	820	1,540	1,640	2,360
		青少年等	360	410	410	770	820	1,180
	第三研 修室	一般	720	820	820	1,540	1,640	2,360
		青少年等	360	410	410	770	820	1,180
	第四研 修室	一般	400	500	500	900	1,000	1,400
		青少年等	200	250	250	450	500	700

特別活動室	プレイルーム	一般	1,520	2,040	1,840	3,560	3,880	5,400
		青少年等	760	1,020	920	1,780	1,940	2,700
	クラブ トルーム	一般	920	1,320	1,020	2,240	2,340	3,260
		青少年等	460	660	510	1,120	1,170	1,630
	茶華道 室	一般	820	1,020	920	1,840	1,940	2,760
		青少年等	410	510	460	920	970	1,380
	視聴覚 室	一般	1,520	2,040	1,840	3,560	3,880	5,400
		青少年等	760	1,020	920	1,780	1,940	2,700
	第一音 楽室	一般	920	1,320	1,020	2,240	2,340	3,260
		青少年等	460	660	510	1,120	1,170	1,630
	第二音 楽室	一般	820	1,020	920	1,840	1,940	2,760
		青少年等	410	510	460	920	970	1,380
	ホール	一般	1,520	2,040	1,840	3,560	3,880	5,400
		青少年等	760	1,020	920	1,780	1,940	2,700

(2) 堺市立青少年の家（グラウンドを除く。）

(単位 円)

種別	時間区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
プレイホール	一般	4,580	6,120	5,400	10,700	11,520	16,100	
	青少年等	2,290	3,060	2,700	5,350	5,760	8,050	
集会室	活動室	一般	920	1,320	1,020	2,240	2,340	3,260
		青少年等	460	660	510	1,120	1,170	1,630
	第一研 修室	一般	720	820	820	1,540	1,640	2,360
		青少年等	360	410	410	770	820	1,180
	第二研 修室	一般	1,320	1,520	1,420	2,840	2,940	4,260
		青少年等	660	760	710	1,420	1,470	2,130

第三研修室	一般	720	820	820	1,540	1,640	2,360	
	青少年等	360	410	410	770	820	1,180	
工芸室	一般	1,840	2,440	2,240	4,280	4,680	6,520	
	青少年等	920	1,220	1,120	2,140	2,340	3,260	
美術室	一般	1,840	2,440	2,240	4,280	4,680	6,520	
	青少年等	920	1,220	1,120	2,140	2,340	3,260	
茶華道室	一般	1,020	1,420	1,320	2,440	2,740	3,760	
	青少年等	510	710	660	1,220	1,370	1,880	
第一音楽室	一般	1,020	1,420	1,320	2,440	2,740	3,760	
	青少年等	510	710	660	1,220	1,370	1,880	
第二音楽室	一般	820	1,020	920	1,840	1,940	2,760	
	青少年等	410	510	460	920	970	1,380	
第三音楽室	一般	820	1,020	920	1,840	1,940	2,760	
	青少年等	410	510	460	920	970	1,380	
体育館	全面	一般	5,680	7,680	4,480	13,360	12,160	17,840
		青少年等	2,840	3,840	2,240	6,680	6,080	8,920
	1/2面	一般	2,840	3,840	2,240	6,680	6,080	8,920
		青少年等	1,420	1,920	1,120	3,340	3,040	4,460

(3) 堺市立青少年の家のグラウンド

(単位 円)

区分	9時から11時まで	11時から13時まで	13時から15時まで	15時から17時まで
一般	2,060	2,060	2,060	2,060
青少年等	1,030	1,030	1,030	1,030

(4) 附属設備その他器具備品等の利用料金

(単位 円)

附属設備その他器具備品等	料金		備考
	一般	青少年等	
音響設備一式	1,840	920	人件費は別

照明設備一式		2,440	1,220	人件費は別
映写設備一式		1,220	610	人件費は別
グラウンドピアノ		1,840	920	調律費は別
アップライトピアノ		1,220	610	調律費は別
陶芸用 電気炉	本焼き 1回	3,260	1,630	使用は、工芸室において創作されたものに限る。
	素焼き 1回	2,540	1,270	

備考

- 1 各表において、「一般」とは青少年等以外のものをいい、「青少年等」とは次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) その年齢（青少年センター及び青少年の家を利用しようとする日における年齢をいう。以下において同じ。）が25歳以下の者
 - (2) その構成員の半数以上の年齢が25歳以下の者である団体
 - (3) 市長が定めるところにより、青少年センター及び青少年の家の利用についての登録を受けた青少年の団体
 - 2 市外居住者（法人その他団体にあつては、その主たる事務所の所在地が堺市の区域外にあるもの）が利用するときは、それぞれの利用区分に係る利用料金の5割に相当する額を当該利用料金に加算する。
 - 3 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、それぞれの利用区分に係る利用料金の10割に相当する額を当該利用料金に加算する。
 - 4 附属設備その他器具備品等の料金は、午前、午後及び夜間の利用区分ごとに1回として計算する。ただし、陶芸用電気炉に係る料金にあつては、焼入れから取出しまでの間（5日間を限度とする。）を1回として計算する。
- 4 適用期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

堺市公告第197号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月22日

堺市長 永 藤 英 機

令和5年度 第12号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)

附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和6年3月7日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市中区東八田204番地1	西尾 順一	中区深井畑山町	2606-1	田	2,275の内575	堺市堺区東湊町5丁296番地	森 幸太郎	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-
堺市中区東山61番地1	西尾 光雄	中区深井畑山町	2606-1	田	2,275の内600	堺市堺区東湊町5丁296番地	森 幸太郎	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-
和泉市伏屋町5丁目3番1-506号	山内 卓久	南区富蔵	462 463 464	田	132 264 247	堺市南区富蔵29番地	抽冬 花子	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-
堺市中区深阪6丁目16番3号	樋川 重廣	西区太平寺	517-2	田	993	和泉市府中町4丁目21番17号	中塚 廣一	使用貸借による権利	田として利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-
堺市堺区甲斐町西2丁目2番27号	株式会社 デューコーポレーション	西区太平寺	195	田	800	千葉県野田市下三ヶ尾433番地の37	井上 世紀夫	使用貸借による権利(解除条件付)	畑として利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-
高石市羽衣4丁目3番3号	中野 哲哉	西区原田	280-1 280-3 281-5	田	469の内394 112 171	高石市取石1丁目7番12号	東野 フサヨ	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-
堺市南区城山台3丁目1番3-504号	田中 丈悦	南区釜室	2246	田	800	堺市南区釜室17番0番地	辻野 順一	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-
堺市北区八下北4番51号	石崎 隆則	北区野遠町	363	田	1,292	堺市北区黒土町2247番地	西川 義和	使用貸借による権利	田として利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)				設定する利用権			
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借債(円)	借債の支払い方法
堺市南区大庭寺223番地10	宮城 秀寿	南区大庭寺	99	田	806	堺市南区宮山台1丁3番4号	中野 隆	使用貸借による権利	田として利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-
			100	田	571								
堺市中区東山623番地1	榎本 雅彦	西区太平寺	408	田	390	堺市西区太平寺584番地	木寺 康晴	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年4月1日	令和9年3月31日	-	-
			409・410合併	田	1,490								
堺市南区榎尾1302番地	西林 善成	南区稲葉3丁	1586-1	田	998	堺市北区百舌鳥梅北町5丁245番地	南野 晃	使用貸借による権利	田として利用	令和6年4月1日	令和9年3月31日	-	-
堺市南区榎尾1302番地	西林 善成	南区稲葉3丁	1587-1	田	1,071	堺市南区稲葉2丁1768番地1	西野 清	使用貸借による権利	田として利用	令和6年4月1日	令和9年3月31日	-	-
堺市北区長曾根町702番地	巽 正	北区中村町	93-1	田	297	堺市北区中村町1266番地	西井 裕	使用貸借による権利	田として利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-
			94	田	885								
堺市西区浜寺石津町中2丁7番3号	大西 道弘	南区稲葉1丁	3035	畑	1,626	堺市南区稲葉2丁3015番地1 堺市南区稲葉2丁3075番地1	中面 則一 中面 健次	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-
			1584-1	田	641								
堺市南区榎尾1302番地	西林 善成	南区稲葉3丁	1585-1	田	796	堺市中区八田南之町400番地10	西尾 誠 西尾 三得子	使用貸借による権利	田として利用	令和6年4月1日	令和9年3月31日	-	-

利用権の設定を受ける者(借手)			利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)				設定する利用権				
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法		
堺市南区檜尾1302番地	西林 善成	南区稲葉3丁	1592・1594合併	田	1,976の内 1,790. 54	堺市西区菱木4丁2804番地	阪口 博之	使用貸借による権利	田として利用	令和6年4月1日	令和9年3月31日	-	-		
			1593	田	971										
堺市美原区菅生1138番地甲	山本 光男	美原区菅生	1047	田	585	堺市美原区菅生1023番地	山本 勝美	使用貸借による権利	田として利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-		
堺市北区野遠町276番地7	永木 勉	北区野遠町	288	田	1,094	堺市北区野遠町600番地	西野 俊文	使用貸借による権利	田として利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-		
堺市東区高松486番地	谷 好勝	美原区阿弥	116	田	1,659	堺市北区金岡町1147番地41	下町 英樹	使用貸借による権利	田として利用	令和6年4月1日	令和9年3月31日	-	-		
堺市北区金岡町759番地	橋本 保	北区金岡町	2741	田	1,001	堺市北区金岡町2543番地	箕野 俊一	使用貸借による権利	田として利用	令和6年4月1日	令和9年3月31日	-	-		
和泉市箕形町1丁目3番26号	味谷 任一	西区山田4丁	1481	田	1,077	堺市南区和田469番地1 堺市南区和田493番地7	土師 正彦 堀田 和美	賃貸借による権利	田として利用	令和6年4月1日	令和9年3月31日	16,000	毎年未までに貸手指定口座に振込み		
			122-1	田	1,428										
堺市北区金岡町2164番地1	芝尾 恭典	東区石原町1丁	2606-1	畑	2,275の内 600	堺市北区金岡町1630番地10 東京都稲城市平尾2丁目1番地の48	菰口 裕子 齊藤 真紀子	使用貸借による権利	田として利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-		
堺市中区辻之973番地1	永吉 智宏	中区深井畑山町	2606-1	畑	2,275の内 500	堺市堺区東湊町5丁296番地	森 幸太郎	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年5月1日	令和9年4月30日	-	-		

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況地目	地積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類及び適用される共通事項	内容	始期	終期	借賃(円)	借賃の支払い方法
堺市中区平井57-2番地6	中野 年宏	中区辻之	1370-1	田	719	堺市中区辻之69番地1	山本 睦夫	使用貸借による権利	田として利用	令和6年4月1日	令和9年3月31日	-	-
			1376-1	田	100								
			1380-1	田	1,140								
			1387-1	田	961								
			2036	田	2,523								
			2042	田	1,313								
			2194	田	2,406								
			425	田	667								
堺市北区野遠町579番地	永木 猛	北区野遠町	136	田	185	大阪市住吉区新田8丁目11番28号	田中 廣美	使用貸借による権利	田として利用	令和6年4月1日	令和9年3月31日	-	-
			137	田	383								
			139	田	400								
			165	田	297								
高石市取石4丁目17番26号	松下 実	南区大庭寺	137	田	383	堺市南区稲葉2丁目1740番地1	岩井 敏典	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年4月1日	令和9年3月31日	-	-
			139	田	400								
			165	田	297								

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する農地				利用権を設定する者(貸手)					設定する利用権			
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	地積 (㎡)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用され る共通事項	内容	始期	終期	借賃 (円)	借賃の支 払い方法	
高石市取石4丁目17番26号	松下 実	南区大庭寺	135	田	323	泉南郡熊取町青葉台2丁目10番16号	岩田 照美	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年4月1日	令和9年3月31日	-	-	
			138	田	621									
高石市取石4丁目17番26号	松下 実	南区大庭寺	155	田	148	和泉市仏並町71-2番地の1	池田 喜美子	使用貸借による権利	畑として利用	令和6年4月1日	令和9年3月31日	-	-	
			157	田	542									
			158	田	452									
			162	田	267									

使用貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

賃貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付 (法 18-2-6)

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合及び修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

堺市公告第198号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、次の土地区画整理事業の事業計画及び定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月22日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 組合の名称  
堺市高倉台近隣センター土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
令和5年3月22日から令和13年3月31日まで
- 3 施行地区  
堺市南区高倉台2丁及び3丁の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称  
堺市高倉台近隣センター土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地  
大阪府中央区城見一丁目2番27号 クリスタルタワー12階  
株式会社URリンケージ西日本支社
- 6 設立認可の年月日  
令和5年3月22日
- 7 公告の方法  
変更前：組合事務所の掲示板及び堺市公報にて行う  
変更後：この組合の公告は、組合事務所の掲示板、堺市掲示板又は堺市公報にて行う。
- 8 変更認可の年月日  
令和6年3月8日

## 教育委員会公告

### 堺市教育委員会公告第1号

堺市教育文化センター条例（平成5年条例第33号）第27条第1項第2号の規定に基づき、堺市教育文化センターのプラネタリウムに係る令和6年度の臨時休館日を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第26条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月22日

堺市教育委員会  
教育長 栗井明彦

- 1 令和6年度プラネタリウムの臨時休館日  
令和6年4月9日（火）、4月30日（火）  
5月7日（火）  
7月9日（火）、7月10日（水）、7月16日（火）  
9月17日（火）、9月24日（火）  
10月15日（火）  
11月5日（火）、11月12日（火）  
12月10日（火）、12月11日（水）  
令和7年1月14日（火）、1月15日（水）  
2月25日（火）  
3月11日（火）
- 2 臨時休館の理由  
プラネタリウム番組組込み、プラネタリム及び天文台定期メンテナンスのため

## 農業委員会告示

堺市農業委員会告示第3号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月22日

堺市農業委員会

会長 北 尻 芳 孝

[日時]

令和6年3月27日（水）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

議案第73号 令和6年度堺市農業委員会事業計画の決定について

議案第74号 令和6年度最適化活動の目標の設定について

議案第75号 事務局職員の人事発令について